

新型コロナウイルス感染症について

(令和 2 年度第 1 回 印西市総合教育会議 R3.6.18)

1. 新型コロナウイルス感染症対策経過のまとめ
2. 緊急事態解除宣言後の状況と「新しい生活様式」
3. 医療体制(蔓延予防のための PCR 検査)
4. その他

・現行実施の子ども対象の予防接種

1. 新型コロナウイルス感染症対応経過のまとめ

年 月 日	項 目（ 実 施 内 容 及 び 会 議 名 等 ）	特 記 事 項 等
2. 1. 31	公共施設等におけるアルコール手指消毒液の設置状況調査実施	
R2. 2. 3	第 1 回新型コロナウイルス対策会議	◆これまでの経過及び市の取組について 千葉県電話相談窓口開設 1/30 【市】市町村担当者会議 1/27 市ホームページ注意喚起 1/28 Twitter 注意喚起委 1/30 広報いんざい掲載 2/15
R2. 2. 10	第 2 回新型コロナウイルス対策会議	◆現状及び県の会議報告などについて 帰国者・接触者相談センター設置 2/7
R2. 2. 25	第 1 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆イベントへの対応方針決定 原則中止又は延期
R2. 2. 28	第 2 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆臨時休校について保護者へ通知 （休校期間 3/2～3/24） ◆公民館・児童館・子育て支援施設等の休止を公表（休止期間 2/29～3/15）
R2. 3. 4	臨時休校中の児童受入れ開始を通知	◆受入期間 3/6～3/23
R2. 3. 13	第 3 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆公民館・児童館・子育て支援施設等の休止期間の延長（3/31 まで）
R2. 3. 18	第 4 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆市内在住者感染報告（1 例目）
R2. 3. 23	第 5 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆現状と公共施設の休止についての報告
R2. 3. 26	第 6 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆公共施設の休止について 屋外施設のみ開放し、その他は「当面の間休止」とすることで合意
R2. 3. 31 時点での 状況	◆児童館・子育て支援施設 令和 2 年 2 月 29 日（土）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで休館 ◆保育園（私立を含む）・学童保育クラブ（民間を含む） 通常通り開園（所） ◆保健センター（4 施設） 通常通り開所 ◆健康づくりセンター・ヘルスアップ教室 令和 2 年 2 月 29 日（土）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで休館 ◆小・中学校 令和 2 年 3 月 2 日（月）から令和 2 年 3 月 24 日（火）まで休校 ※令和 2 年 3 月 25 日から令和 2 年 3 月 31 日までは学年末休業 ※令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 4 日までは学年始め休業 始業式は令和 2 年 4 月 6 日（月）の予定 ◆教育センター適応指導教室「緑のまきば」 令和 2 年 3 月 2 日（月）から令和 2 年 3 月 24 日（火）まで休止 ◆公民館、地域交流館、図書館、資料館等 令和 2 年 2 月 29 日（土）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで休館	
R2. 4. 2	第 7 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆市内在住者感染報告（2 例目） 市のホームページに掲載
R2. 4. 6	第 8 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆市立小中学校等の今後の対応について

R2. 4. 7 19 : 00 政府より緊急事態宣言発出 (5/6 まで)		
R2. 4. 8	第 9 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆市立幼稚園 4/9～5/6 まで休園 入園式 (4/10) 延期 ◆小 (4/9) 中 (4/8) 学校入学式延期 ◆臨時休園・休校中の園児・児童の受け入れについて 当面の間実施 (保護者が労働等により日中家庭におらず、保育が困難な市立幼稚園児、小学校 1～3 年生及び特別支援学級在籍児童) ◆緊急事態宣言期間中の対応について * 市民に対し外出自粛の要請 * 市の施設の休止 (4/2 広報いんざい特別号掲載の施設) * 保育園・学童保育は自宅での保育を要請 (但し、自宅での保育が困難な家庭のみ保育を実施) * 病児・病後児保育の休止 * 市主催の集会・イベントは規模にかかわらず 5/6 まで原則延期又は中止
R2. 4. 13	第 10 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆市内市立保育園保育士の感染について あい・あい保育園 (牧の原園) 臨時休園 (4/13～26) ◆市内保育園・学童クラブの休園・休所 保育園 (4/14～5/6) 学童クラブ (4/14～5/6)
	【市長指示事項】	
	●市の業務継続のため、各部署において交代制や分散配置など早急に準備を進め、できるところから実行する ●国から示された生活支援臨時給付金や中小企業への様々な支援策について、的確な情報提供や相談・受付業務についてしっかり対応する	
R2. 4. 23	第 11 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆休止中施設の休止延長について 5/31 まで延長 ◆一部出張所の休所について 船穂・小林・平賀・岩戸の各出張所 4/27～5/31 まで ◆小中臨時休校期間の延長について (5/31 まで) ※市立幼稚園含む 臨時休校期間中の登校は中止 ◆臨時休園・休校中の園児・児童の受け入れについて 保護者が労働等により日中家庭におらず、保育が困難な市立幼稚園児、小学校 1～3 年生及び特別支援学級在籍児童、学童保育に通所している小学校 4～6 年生のうち一人で在宅が困難な児童
R2. 5. 4 政府より緊急事態宣言 5/31 まで延長決定 (10 日後 (5/14) を目途に、感染者数の動向や医療提供体制の状況などを分析し、可能であれば 31 日を またずに解除)		

R2. 5. 14 政府より緊急事態宣言 39 県解除 北海道・東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・京都の 8 都府県は特定警戒を継続		
R2. 5. 22	第 1 2 回新型コロナウイルス対策本部会議	◆市職員の勤務体制等について 交代制勤務：R2. 5. 31 をもって終了 分散配置：感染拡大防止策を講じることができた部署から通常体制に戻す。 ◆市の公共施設等について * 緊急事態宣言解除→市立小中学校、教育センター内「緑のまきば」の臨時休校終了 * 6/1 再開施設→市立幼稚園、保育施設、学童クラブ、屋外スポーツ施設、都市公園の団体利用、木下交流の杜歴史資料センター、印旛歴史民俗資料館、印旛医科機器歴史資料館、図書館（予約本の貸出のみ）、船穂・小林・平賀・岩戸の各出張所 * 6/9 再開施設→図書館、公民館、中央駅前地域交流館、コミュニティセンター、市民活動支援センター * 利用条件等を十分周知したうえで再開する施設→上記以外の施設（高齢者、児童館などの福祉施設、屋内運動施設等 ◆イベントについて * R2. 2. 25 に決定した「イベントへの対応方針は R2. 5. 31 をもって終了。 * R2. 6. 1 以降は、新型コロナウイルス感染症対策専門会議「新型コロナウイルス感染症対策の情報分析・提言」に基づき、イベントの開催可否を判断する。 * R2 年中は、参加者が 100 人以上または収容人数に対して 50%以上の参加者が見込まれる市主催のイベントは原則開催しない。 ◆新しい生活様式の実践例周知について
R2. 5. 25 政府より緊急事態宣言解除 （8 都府県）		
R2. 5. 25	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「印西市新型コロナウイルス対策本部」は廃止。印西市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、任意の「新型コロナウイルス対策本部」を設置	

2. 緊急事態解除宣言後の状況と「新しい生活様式」

参考

第12回印西市新型コロナウイルス対策本部会議 結果

日 時 令和2年5月22日（金）

15：00

場 所 印西市役所 市長応接室

1. 市職員の勤務体制等について

令和2年5月31日までに緊急事態宣言が解除された場合の市職員の勤務体制等については、次のとおりとします。

- ・交代勤務について

令和2年5月31日をもって終了します。

- ・分散配置勤務について

各部署の状況に応じて対応する。（感染拡大防止対策を講じることができた部署から通常体制に戻す。）

2. 市の公共施設等について

令和2年5月31日までに緊急事態宣言が解除された場合の公共施設等の対応は次のとおりとします。（すべて感染拡大防止のための条件を付しての再開となります。）

◎第1段階 6月1日に再開する施設

市立小中学校・教育センター内緑のまきば・公立幼稚園・保育施設・学童クラブ・屋外スポーツ施設（別紙※1）・都市公園の団体利用、木下交流の杜歴史資料センター、印旛歴史民俗資料館、印旛医科器械歴史資料館、図書館（予約本の貸し出しのみ）

◎第2段階 6月16日に再開する施設（6月1

5日まで休止を延長します。）

屋内の施設の一部

図書館、公民館、コミュニティーセンター、中央駅前地域交流館（会議室部分のみ）

◎第3段階 7月1日に再開する施設（6月30日まで休止を延長します。）

第1.2.4段階以外の施設（別紙※2）、船穂・小林・平賀・岩戸の各出張所

◎第4段階 9月1日に再開する施設（8月31日まで休止を延長します。）

健康づくりセンター

3. イベントについて

令和2年2月25日に決定した『「新型コロナウイルス感染症」に係るイベントへの対応方針』については、令和2年6月30日をもって廃止します。

令和2年7月1日以降は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）に基づき、イベント開催の可否を判断します。

4. その他

- ・緊急事態宣言が解除されて後も再度感染が拡大しないように注意が必要であることから、広報いんざい、市ホームページ等を通じて厚生労働省が示した『「新しい生活様式」の実践例』を中心に感染症予防対策を周知してまいります。
- ・予想される感染の第2波に備え、引き続き準備を進めてまいります。

※1 6月1日に再開する屋外施設

対象施設	担当課	問い合わせ
松山下公園（野球場、テニスコート、陸上競技場）	スポーツ振興課	0476-42-8417
高花公園（野球場、テニスコート）	スポーツ振興課	0476-42-8417
牧の原公園（テニスコート）	スポーツ振興課	0476-42-8417
本埜スポーツプラザ（野球場、テニスコート、球技場）	スポーツ振興課	0476-42-8417
印旛中央公園（野球場、テニスコート、弓道場、多目的広場）	スポーツ振興課	0476-42-8417

印旛西部公園（野球場、テニスコート、多目的広場）	スポーツ振興課	0476-42-8417
平賀学園台緑地（テニスコート）	スポーツ振興課	0476-42-8417
萩原公園（テニスコート）	スポーツ振興課	0476-42-8417
泉公園（パークゴルフ場）	スポーツ振興課	0476-42-8417
木下交流の杜公園（多目的運動場、木下交流の社コスモスフットサルパーク）	スポーツ振興課	0476-42-8417
東京電機大学平岡グラウンド（野球場、多目的球技場）	スポーツ振興課	0476-42-8417
六軒河川敷（野球場）	スポーツ振興課	0476-42-8417
都市公園（団体利用）	都市整備課	0476-33-4663

※2 7月1日に再開する屋内施設

対象施設	担当課	問い合わせ
児童館	子育て支援課	0476-33-4640
子育て支援センター	子育て支援課	0476-33-4640
公民館（中央、小林、そうふけ、印旛、本埜）	中央公民館	0476-42-2911

コミュニティセンター（サザンプラザ、フレンドリープラザ、永治プラザ、船穂）	市民活動推進課	0476-33-4431
中央駅前地域交流館	中央駅前地域交流館	0476-46-5111
牧の原地域交流センター	社会福祉課	0476-33-4513
市民活動支援センター	市民活動推進課	0476-33-4431
草深ふれあい市民センター	社会福祉課	0476-33-4513
地域福祉センター	社会福祉課	0476-33-4513
市立図書館（小林、そうふけ、印旛、本埜）	大森図書館	0476-42-8686
松山下公園総合体育館	スポーツ振興課	0476-42-8417
健康づくりセンター	健康づくりセンター	0476-80-3900
老人福祉センター	高齢者福祉課	0476-33-4592
滝野シルバールーム	高齢者福祉課	0476-33-4592

緊急事態解除宣言後の千葉県の対応

・6／19 から感染防止の取り組みを徹底させることを前提に以下の①②③の協力要請の解除を予定（※6／17県部会議に諮る予定）

- ① ライブハウス・キャバレー等：接待を伴う飲食店・性風俗店の施設使用停止要請
- ② 県境をまたぐ外出の自粛要請
- ③ イベント開催規模要件の緩和 ※国の示す留意事項を遵守する

・～7／9 屋内：1,000 人かつ定員の半分以下、屋外：1,000 人以下

・～7／31 屋内：5,000 人かつ定員の半分以下、屋外：5,000 人以下

・8／1以降 屋内：定員の半分以下

緊急事態解除宣言後の市の対応

第 12 回印西市新型コロナウイルス対策本部会議結果を参照

但し、イベントについての制限は国や県の対応を考慮して、変更を予定している。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

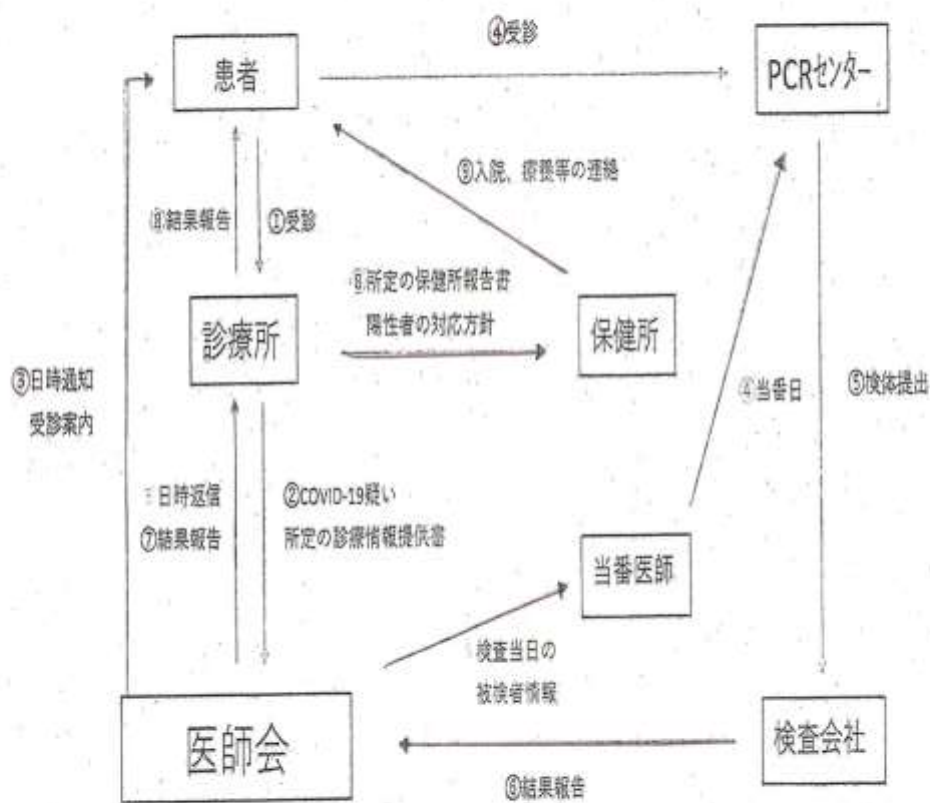
(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

3. 医療体制(蔓延予防のための PCR 検査)PCR 検査センターについて

印旛市郡医師会新型コロナウイルスPCR検査体制のフロー



遅らせないで！ 子どもの**予防接種**と **乳幼児健診**



**お子さまの健康が気になるときだからこそ、
予防接種と乳幼児健診は、
遅らせずに、予定どおり受けましょう。**

予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために
一番必要な時期に受けていただくよう、
市区町村からお知らせしています。
特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、
重い感染症になるリスクが高まります。

なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

- 予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- 特に、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症（百日せき、細菌性髄膜炎など）から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
- 乳幼児健診は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。適切な時期にきちんと乳幼児健診を受け、育児で分からないことがあれば、遠慮せずに医師、保健師、助産師などに相談しましょう。

予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

- 医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
- 予防接種はできるだけ事前に予約しましょう。一般の受診患者と別の時間や場所で受けられる医療機関もあります。
- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認してください（※）。家に帰ったら、赤ちゃん、保護者とも、手洗いなどの感染対策をしっかりとしましょう。また、予防接種を受けた日もお風呂に入れます。

※体調が悪いときは、感染症を周りの人に感染させるおそれがあるので、予防接種や乳幼児健診に行くことはやめましょう。元気になったら、あらためて予定を立ててください。

新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

- 受けそびれてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。
- 新型コロナウイルス感染症の流行後に、外出自粛要請などの影響で予防接種を受けられなかった場合には、地域の事情に応じ、規定の接種期間を過ぎても接種できる場合があります。お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありません。まだ接種期間内の方は、お早めに接種をおすすめください。

ご不明の点は、かかりつけ医や、お住まいの市区町村にご相談ください

※乳幼児健診については、感染の状況等を踏まえ実施方法等を変更している場合がありますので、お住まいの市区町村の母子保健窓口にお問い合わせください。

～もっと詳しく知りたい方へ～

予防接種スケジュール（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/component/content/article/320-infectious-diseases/vaccine/2525-v-schedule.html>

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール

http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=138

小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、各分野の専門家からのメッセージを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html

